

特別養護老人ホーム 報徳園 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高田真善会が設置運営する指定介護老人福祉施設は、介護保険法で規定された指定介護老人福祉施設事業について、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるように、介護を必要とする者に対し、指定介護老人福祉施設に入所することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスを提供する。

3 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 高田真善会
特別養護老人ホーム 報徳園 (以下、「事業所」という)
- (2) 所在地 三重県津市河辺町1317番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりとする。

(短期入所生活介護利用定員15名と併設のため合計利用定員125名に対する職員数)

- (1) 管理者 1名
所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- (2) 医師 1名 (非常勤)
入所者の健康管理及び療養上の指導を行う。
精神科医師 1名 (非常勤)
認知症の症状を呈する入所者に月2回定期的な療養指導を行う。
- (3) 生活相談員 3名 (常勤、うち介護支援専門員兼務2名)

- 1名（非常勤、介護支援専門員及び居宅管理者兼務）
入所者及び家族に対して、日常生活の相談、援助を行う。
- (4) 介護職員 37名（常勤）
7名（非常勤）
入所者に対し、施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援し、居宅復帰できるように努める。
- (5) 看護職員 2名（常勤、うち専従名、機能訓練指導員兼務1名）
7名（非常勤、機能訓練指導員兼務2名）
入所者の健康保持のために適切な措置をとる。
- (6) 管理栄養士 3名（常勤）
入所者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、調理指導も行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤、看護職員兼務）
2名（非常勤、看護職員兼務）
入所者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 2名（常勤、生活相談員兼務）
1名（非常勤、生活相談員及び居宅管理者兼務）
入所者に対し、施設サービス計画の作成にあたる。

（入所定員）

第5条 入所定員を110名とする。

（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容）

第6条 施設サービス計画の作成

- (1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3) 介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供にあたる他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- (4) 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得る。
- (5) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提

供にあたる職員との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、施設サービス計画の変更を行う。

2 施設サービスの方針

- (1) 入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。
- (2) サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3 要介護認定の申請にかかる援助

要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行う。

4 介護サービスの内容

(1) 介護

- ・入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- ・1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- ・入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- ・おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に行う。
- ・入所者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- ・入所者に対し、その負担により、職員以外の者による介護を受けさせない。

(2) 食事の提供

- ・栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- ・入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(3) 相談及び援助

- ・常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 社会生活上の便宜の供与等

- ・教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事

を行う。

- ・入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者の同意を得て、代わって行う。
- ・常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(5) 機能訓練

- ・入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(6) 健康管理

- ・医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意して、必要に応じ健康保持のための適切な措置を採る。

(利用料及びその他の費用)

第7条 利用料及びその他の費用

- (1) 利用料 介護報酬の告示上の額の1割又は2割又は3割
- (2) 居住費 従来型個室 1, 231円 多床室 915円
- (3) 食費 朝食 330円 昼食 660円 夕食 560円
但し、介護保険負担限度額の認定を受けている場合は、その認定証に記載された金額を限度とする。
- (4) 個人的に利用するものの費用 実費

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 入所

- ・本事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。
- ・本事業所は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

2 退所 次の場合は、退所となる。

- ・本人が退所を申し出たとき。
- ・入所者が死亡したとき。
- ・入所者が入院し、3ヶ月以内に退院ができない者。
- ・入所者が入院加療、継続的治療が必要な者で、施設提供が困難であるとき。
- ・入所者が居宅において日常生活を営むことが可能な者
- ・正当な理由なしにサービスの利用に従わず、要介護の程度が増進すると認められる者
- ・偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき。
- ・利用負担金を長期にわたり滞納した者。

3 退所の措置

- ・入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保

健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密にする。

- 4 外出・外泊
 - ・入所者が、外出又は外泊をしようとするときはその都度、外出、外泊先、用件、帰着する予定時間を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
- 5 面会
 - ・入所者が外来者と面会するときは、面会簿に名前を記入するものとする。
- 6 健康保持
 - ・入所者は、努めて健康に留意するものとし、本事業所で行う健康診断は特別の事由がないかぎり、これを拒否してはならない。
- 7 身上変更届出
 - ・入所者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに施設職員に届けなければならない。
- 8 施設内禁止行為 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ・宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ・喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を以上に大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
 - ・指定した場所以外で火気を用い、又就床し、若しくは寝具の上で喫煙すること。
 - ・故意に施設若しくは物品に障害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ・金銭又は物品によって賭け事をする事。
 - ・施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
 - ・無断で備品の位置又は形状を変えること。

(衛生管理等)

第9条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 当事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持等)

第10条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(苦情処理)

第11条 その提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時の対応)

第12条 入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 本事業所は、非常災害に関して、消防計画にそって非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。実施する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第16条 その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第17条 掲示

本事業所は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

2 会計の区分

本事業所の会計をその他の事業会計と区分する。

3 記録の整備

本事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。又、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(附 則)

平成12年4月1日から施行する。

変更 (平成15年 7月 1日)	変更 (平成27年11月 1日)
変更 (平成16年 4月 1日)	変更 (平成27年11月16日)
変更 (平成17年10月 1日)	変更 (平成28年 1月 1日)
変更 (平成18年 6月 1日)	変更 (平成28年 2月 1日)
変更 (平成18年11月 1日)	変更 (平成28年 4月 1日)
変更 (平成19年 4月 1日)	変更 (平成28年 6月 1日)
変更 (平成19年 6月 1日)	変更 (平成28年 9月 1日)
変更 (平成19年 8月 1日)	変更 (平成29年 6月 1日)
変更 (平成19年 9月 1日)	変更 (平成29年10月 1日)
変更 (平成19年10月 1日)	変更 (平成29年12月 1日)
変更 (平成20年 4月 1日)	変更 (平成30年 2月 1日)
変更 (平成21年 4月 1日)	変更 (平成30年 4月 1日)
変更 (平成22年 6月 1日)	変更 (平成30年 8月 1日)
変更 (平成22年11月 1日)	変更 (平成30年 9月 1日)
変更 (平成23年 4月 1日)	変更 (平成30年10月 1日)
変更 (平成23年 5月 1日)	変更 (平成31年 1月 1日)
変更 (平成23年 6月 1日)	変更 (平成31年 3月 1日)
変更 (平成24年 4月 1日)	変更 (平成31年 4月 1日)
変更 (平成25年 4月 1日)	変更 (令和 元年10月 1日)
変更 (平成25年10月 1日)	変更 (令和 2年 2月 1日)
変更 (平成26年 4月 1日)	変更 (令和 2年 9月 1日)
変更 (平成26年 5月 1日)	変更 (令和 3年 4月 1日)
変更 (平成26年 9月 1日)	変更 (令和 3年 8月 1日)
変更 (平成27年 4月 1日)	変更 (令和 4年 4月 1日)
変更 (平成27年 6月 1日)	変更 (令和 5年 4月 1日)
変更 (平成27年 8月 1日)	変更 (令和 6年 4月 1日)

変更（令和 6年 8月 1日）

変更（令和 6年12月 1日）

変更（令和 7年 2月 1日）

変更（令和 7年 4月 1日）